（経過措置）

第二条　この府令の施行の日から前条ただし書の規定の施行の日の前日までの間は、第二条の規定による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第三十八条第一項の規定の適用については、同項中「第三十八条の九第一項」とあるのは、「第一条の六第七号」とする。

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令附則第二条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「新規則」を「保険業法施行規則（以下「規則」という。）」に改める。

附則第十六条及び第十八条から第二十二条までの規定中「新規則」を「規則」に改める。

府令・省令

○内閣府令第二号

総務省令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第八号中「又は第九号から第十四号まで」を「、第九号から第十三号まで又は第十五号」に改める。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月二十日）から施行する。

内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第十一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十八条第一項第三号の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　実
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第六十五条、第六十九条」の下に「から第七十一条まで、第七十二条」を加える。

第十九条第二項第六号中「移転業者を保険者とする保険契約であって」を「移転対象契約（」に、「第百三十五条第一項の契約により移転先法人に移転するものとされる保険契約（」を「第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。」に、「移転対象契約」という」を「同じ」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第七十一条の二　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、第七十条に規定する事項、移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約（改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項及び第七十四条において同じ。）に関するサービスの内容とする。

第七十二条第二項第六号中「（移転業者を保険者とする保険契約のうち、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項の契約により移転先会社に移転するものとされる保険契約をいう。以下この項及び第七十四条において同じ。）」を削り、同項第十三号中「前条」を「第七十一条」に改める。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月二十日）から施行する。

省令

○財務省令第四十八号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九十号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の五の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十九日

財務大臣　安住　淳

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の五第三項第三号中「第三十一条の五第一項各号に規定する要件のいずれにも該当するもの」を「第三十一条の五第一項に規定する施設」に、「当該」を「同号の」に改める。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。